

## 高知大学さきがけ志金専門部会要項

平成 23 年 10 月 26 日  
規則 第 34 号

最終改正 平成 25 年 3 月 27 日規則第 114 号

(設置)

第 1 条 高知大学さきがけ志金規則（平成 23 年規則第 33 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項に基づき、高知大学さきがけ志金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 事業推進専門部会
- (2) 募金推進専門部会

(審議事項等)

第 2 条 前条各号の部会の審議事項及び委員は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	審議事項	委員
事業推進専門部会	(1) 事業計画に係る具体的施策の策定及び実施に関すること。 (2) 運営委員会から付託された事項 (3) 部会長が必要と認めた事項	(1) 学長が指名する理事 1 人 (2) 学長が指名する職員 若干人 (3) その他部会長が必要と認めた者 若干人
募金推進専門部会	(1) 募金活動に係る具体的施策の策定及び実施に関すること。 (2) 運営委員会から付託された事項 (3) 部会長が必要と認めた事項	(1) 学長が指名する理事 1 人 (2) 学長が指名する職員 若干人 (3) その他部会長が必要と認めた者 若干人

- 2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 第 1 項の表に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 3 条 部会に、それぞれ部会長を置き、第 2 条第 1 項の表に規定する委員欄の第 1 号の理事をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を主宰する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第4条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 部会に関する事務は、総務部総務課が担当する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要項は平成23年10月26日から施行する。

2 この要項の施行の日において、第2条第1項の表の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月30日規則第119号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規則第114号)

この規則は、平成25年3月27日から施行する。